

土地造成事業特別会計の経営健全化計画について

土地造成事業特別会計の令和4年度決算における資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となりましたが、令和6年3月31日をもって会計を廃止することから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断し、経営健全化計画を定めないこととしました。

資金不足比率の状況（令和5年度は見込み）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資金不足比率（土地造成事業特別会計）	-	95.1%	-

経営健全化計画を定めないこととした理由

令和6年3月31日をもって土地造成事業特別会計を廃止することに伴い、資金不足相当額について、一般会計からの繰出金により解消する予定であることから、令和5年度決算においては資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると判断したため。

【参考】地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあっては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

第二十条 法第二十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

2 地方公共団体が前項に規定する場合に該当することにより経営健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ、総務大臣に報告しなければならない。